

社会福祉施設等における送迎用自動車の 自動車税課税免除申請について

社会福祉施設等において、その事業の用に供する送迎用自動車は、申請により自動車税が軽減（課税免除）される制度があります。

1 課税免除を受けられることができる施設等

令和3年7月2日時点

① 児童福祉法に規定する次の児童福祉施設又は事業
<ul style="list-style-type: none">・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター、児童家庭支援センター・ 障害児通所支援事業、障害児相談支援事業を行う施設
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する次の施設又は事業
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム・ 障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う施設
③ 生活保護法に規定する次の保護施設
<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、医療保護施設
④ 老人福祉法に規定する次の老人福祉施設
<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター <p>※有料老人ホーム（第29条）は第5条の3に定める「老人福祉施設」ではないため不可</p>
⑤ 身体障害者福祉法に規定する次の身体障害者社会参加支援施設
<ul style="list-style-type: none">・ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑥ 介護保険法に規定する次の施設
<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人保健施設（開設者が社会福祉法第2条第3項第10号に掲げる事業を行うものに限る。）

2 課税免除の対象となる自動車

上記施設において、直接その本来の事業の用に供する送迎用自動車

注意

次のような自動車は課税免除の対象になりません。

- ・ リースにより使用している自動車
- ・ トラック等送迎に適しない形状の自動車
- ・ 送迎以外の用途に併用する自動車
- ・ 施設職員の移動のために使用する自動車や荷物運搬用に使用する自動車

3 課税免除額

自動車税の年税額

※ 年度途中で課税免除の要件に該当することになった場合は、該当することになった月の翌月から月割りで自動車税が免除されます。

4 課税免除の手続き

【申請先】 課税された県税事務所

【提出書類】

①自動車税課税免除申請書

②施設（事業）の目的・概要が分かるもの

（定款、認可証、施設（事業）のパンフレット等）

③自動車検査証の写し

※ 登録前申請の場合は自動車検査証の写しに代えて、注文書又は売買契約書の写し、その他パンフレット等、車の構造等が分かるもの

《乗用車のうち、箱型及びステーションワゴンで乗車定員6人以下の自動車の場合》

④運行計画書及び実績報告書

※ 運行計画書は、週又は月単位で使用時間、運行目的、運行場所、乗車人数等が記載されていること。当該年度申請時に提出していただきます。

※ 実績報告書は、日単位で使用時間、運行目的、運行場所、乗車人数等が記載されていること。前年度に減免対象自動車がある場合に提出していただきます。

5 現地調査ご協力をお願い

県税事務所では申請自動車の使用状況等の確認のために現地調査を行っていますので、ご協力をお願いします。

6 課税免除に関するお問い合わせ先

和歌山県税事務所 （管轄：和歌山市・海南市・海草郡）

自動車税・間税課 TEL 073-441-3409

紀北県税事務所 （管轄：橋本市・紀の川市・岩出市・伊都郡）

課税課 TEL 0736-61-0067

紀中県税事務所 （管轄：有田市・御坊市・有田郡・日高郡）

課税課 TEL 0737-64-1259

紀南県税事務所 （管轄：田辺市・新宮市・西牟婁郡・東牟婁郡）

課税課 TEL 0739-26-7937